

大規模雨水処理施設整備事業 実施要綱

第1 通則

大規模雨水処理施設整備事業の実施に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和30年政令第255号)、国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

第2 目的

大規模雨水処理施設整備事業は、計画的な施設整備や適切な機能確保を図るため、雨水処理を担う大規模な下水道施設の設置又は改築事業を集中的に実施することを目的とする。

第3 事業主体

大規模雨水処理施設整備事業の事業主体は、下水道事業を実施する地方公共団体とする。

第4 対象事業

大規模雨水処理施設整備事業の対象となるのは、防災・安全社会資本整備交付金、社会資本整備総合交付金及び沖縄振興公共投資交付金の交付対象事業のうち基幹事業の通常の下水道事業、下水道浸水被害軽減総合事業、都市水害対策共同事業、下水道総合地震対策事業のいずれかに該当する事業のうち、雨水処理を担う下水道施設の設置又は改築事業であって、以下の要件を満たすものとする。

- (ア) 事業の完了までに要する期間が概ね10年以内であること
- (イ) 全体事業費が5億円以上であること

国の補助に係る補助率については、各基幹事業の規定によるものとする。

第5 事業計画の策定

事業主体は、大規模雨水処理施設整備事業計画を作成し、国土交通省水管理・国土保全局長に提出するものとする。この場合において、指定都市を除く市町村にあっては、都道府県知事を経由して行うものとする。

第6 事業計画の公表

事業主体は、大規模雨水処理施設整備事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

第7 監督等

1. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する大規模雨水処理施設整備事業に関し、適正化法、その他の法令及びこ

の要綱の施行のため必要な限度において、報告もしくは資料の提出を求め、又はその施行する大規模雨水処理施設整備事業の促進を図るため、必要な勧告、助言もしくは援助をすることができる。

2. 国土交通大臣は都道府県に対し、国土交通大臣及び都道府県知事は市町村に対し、それぞれその施行する大規模雨水処理施設整備事業につき、大規模雨水処理施設整備事業の適正な執行を図る観点から監督上必要があるときは、その大規模雨水処理施設整備事業を検査し、その結果違反の事実があると認めるときは、その違反を是正するため必要な限度において、必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第8 指導監督事務費

国は都道府県知事が行う市町村(特別区を含む。)に対する指導監督事務に要する費用として、都道府県に対し指導監督事務費を交付することができる。